

国立研究開発法人科学技術振興機構 令和2年度(2020年度)第3回契約監視委員会 議事要旨

開催期間：令和3年3月5日（金）10:00～11:30

開催方法：オンライン開催

委員：井上委員長、青山委員、岩崎委員、江上委員、奥委員、田中委員、徳永委員

説明者：契約部長、契約調整課長、契約業務課長、研究契約室長、契約部関係者、調達要求部署担当者

オブザーバー：甲田理事、石正監事、倉田副理事、監査・法務部長

事務局：監査課長、監査課課員

○契約監視委員会規則第6条第2項の規定による構成委員の2分の1以上の出席を得ており、本委員会は成立していることを確認した。

【議事内容】

1. 令和2年度第2回契約監視委員会議事要旨確認

資料3に基づき、前回委員会（令和2年12月23日オンライン開催）の議事要旨の確認が行われた。

2. JSTの契約状況について（令和2年9月～11月）

3. 自己点検結果について（令和2年度契約第2回点検分）

資料4、5-1, 5-2に基づき、契約部より報告があった。主な質疑と応答は以下のとおり。

（委員）競争性のある随意契約とはなにか？

（JST）企画競争、参加者確認公募、不落随契を示している。企画競争は、広報誌の作成、目利き人材の研修のように、企画等を重視する案件において、提案内容を審査して契約相手方を選定する方法である。参加者確認公募はシステムの運用・保守や特定のサービスを利用する場合のように、通常はその業者しかできないと思われるが、他者でも実施できる可能性が否定できないような案件において、あらかじめ履行に際して必要となる設備や能力等の条件を公示して、他に受注可能な者がいないことを確認した上で契約するものである。

（委員）落札率が高いのでないか？その理由は？

（JST）1者応札・応募として計上されている案件において落札率が高くなっている理由としては、以下の3点があげられる。

- ① 契約方式による予定価格の作成時期の違いによるもの。1者応札・応募の6割以上を参加者確認公募という競争性のある随意契約が占めており、これがその一因となっている。競争入札の場合は公告をしてから開札までの間に最終的な予定価格を設定し、それを元に入札を経て契約額が決定されるが、参加者確認公募等の随意契約の場合は契約相手方が決まってから契約交渉をしていき、その結果を踏まえた上で予定価格を設定するので、落札率が99%とか98%のように高くなることが多い。
- ② 毎年継続して契約するようなものが多いため、予定価格が収束してくる。
- ③ 仕様の特殊性の関係などにより、参考見積もりなどの積算に役立つ資料が他社から取れない状況で予定価格を積算せざるを得ず、結果的に高落札率となる。

(委員) この委員会では研究委託契約は対象外ということか

(JST) 対象外という訳ではないが、重点的に点検することを求められているのは「1 者応札・応募」と「競争性のない随意契約」の方である。これらはこれまでの随契見直し計画やその後の調達等合理化計画に係る一連の取り組みの中において主題とされているものであるが、研究委託契約はこのどちらにも該当していないので優先度としては低く、今回の個別審議対象には入っていない。ただし、過去に数回個別審議案件として点検されたことはある。

(委員) 研究課題の公募ということで、選定過程をレビューするとは容易ではないが、かなりの割合を占めているので、どうみていくのか、定期的に見るかということも含めて課題である。

4. 令和2年度個別契約案件の点検について（令和2年9月～11月）

資料 7-1、7-2 に基づき、点検候補選定基準により選定された2つの個別契約案件についての点検が行われた。それぞれについて特に問題となるものはなかった。主な質疑と応答は以下のとおり。

案件①：さくらサイエンスプラン成果調査業務

(委員) 1 者応札・応募になった原因は何か。

(JST) 契約から納期まで若干タイトなスケジュールであったこと。また、資料を開示したが、コロナ禍において資料の閲覧を目的として JST に来社することに抵抗があったことも考えられる。

(委員) 仕様書に、受注条件が記載されているが、これに該当する業者が日本に何社ぐらいあると認識しているか。

(JST) 専門的なさくらサイエンスプランに対する知識が必要なので、応募しづらいというところはある。受注条件上では、アンケートを1000件以上発出したことがあるか、理系的な素養があるかが入っているが、条件としては厳しくはないので、応募可能な業者は多いと考えている。

(委員) どういうところに声をかけているのか？

(JST) 2 者から参考見積もりをとることができ、そのうち1 者のみ応募いただいた。

(委員) こちらから声をかけたのが2 者でその人たちに収束したということか

(JST) そうである。

(委員) 受注条件のところだが、断定的な言い方になっているが、形式要件でない実質に対する受注条件を加えることで、多様な会社の応募が可能と思われるが、この受注条件の決定等についてどのようなチェックが入って決定されているのか。

(JST) アンケートについては、基本的に回答数を統計的に調査するというより、受け入れ機関に成果に関して記載して頂いて、それを読み取るというところを管理者に求めており、専門的用語等が使われる場合もあるため、理系に対する素養があることを期待して記載しているところである。
多面的な評価に関してはできていない。但し、本件を扱うにあたっては、総合評価委員会の第1 回目に仕様書を含めて委員の方々に議論して頂いている。

(委員) 理数系といってもかなり専門がわかるし、もう少し別の記載があると思う。

(委員) 受注条件について、このような指摘を受けるということは、もっと前の受注条件を練る段階で、何かプロセスとして改善できないか、検討頂きたい。

- (委員) 受注条件として、「過去10年以内に、1000件以上の対象者にアンケートを発出する調査及び分析業務の受注実績が5件以上あること」としているが、仕様書等チェックリストには「何件以上のという具体的な数字は原則記載しない」という記載がある。チェックリストに照らし合わせて特に問題はないのか。また、この業者は同事業の他の業務を行っているようだが、その方が、こういう成果調査業務も受注しやすくなるのか？
- (JST) 受注実績や扱った件数などの具体的な数字は原則記載しないことになっているが、やむを得ない場合は必要と認められる範囲内での記載は許されている。件数等については、本件は調達が初めてなので、過去に行った類似業務の実績を参考に記載した。納品実績に関しては、やむを得ず記載する場合は10年を基本に認められているのでその設定で記載した。
- 確かに、さくらサイエンスプランの関係する業務をいくつか受注している事業者が本件を落札している。他業務でさくらサイエンスプランに関する事業を受けているということは、本件の仕様書の理解や、業務内容の理解がより進むものと考える。
- (委員) この仕様書等のチェックリストについて、二人の方がチェックした形式は整っているが、今の要件について、基本的には指摘事項に沿っていない条件にしたのはなぜかという記載が、注記されていていいのではないかと思う。本当に受注条件をきちんとみてチェックしたか分からないというところがある。
- これだけはっきり書いてある指示事項に沿っていない場合に、何か記録に残すというような業務フローになっていないのか。
- (JST) 確認ならびに原課への内容の確認はするが、記録に残すということまでには至っていないというのが実情。
- (委員) チェックした時に理由があったとしても、後で問われて、思い出せないことがあると思う。ある程度の乖離、理由があるときは記録するという作業フローが望ましく、検討いただければと思う。
- (JST) わかりました。
- (委員) タイムなスケジュールでも成果物は問題ないのか？
- (JST) アンケート調査まで終了している。
- (委員) 今回の個別審議案件は、広く応募が期待できそうな内容であるにも関わらず、それが出来ていない。コロナの関係ということもあったと思うが、ほかの調達については同様の理由で一者応札になったというようなことは見受けられないようであり、今後も業務の改善に努めていただきたい。

案件②：事務処理用パソコン及び管理サーバーサービス一式導入

- (委員) 調達の内容を見る限り、複数者が応札できる内容と思うが、以下の2点について教えて頂きたい。
- ① 一般的な調達なのに一者になったことに関する考察
 - ② 他の業者が入ってこなかった理由が同じであるならば、違う形(分割等)の調達が考えられたがそのあたりのご意見を教えて頂きたい。
- (JST) 本件は、ノートパソコン及びそれにつながっている複数の管理サーバーの運用までを含めた調達となっている。さらにノートパソコンについては、中に入れるソフト、あるいは今回重要視しているセキュリティ関係の機能を含めた調達になっている。そのため、実際にはノートパソコンを提供する会社やリースする会社の1社ではなく、セキュリティ関係のソフトを開発する会社、サーバーを運用する会社、ネットワーク関係の会社、それから保守等を担当する会社などとチームを組み、複数社がグループになって入札してくる。今回は、複

数のグループが入札説明会に参加しており、応札しなかった者に確認したところ、そのグループの中で役割分担等の調整が難しかったと聞いている。2つ目のご質問は、仕様が、自社の機能で対応できるかどうか、他の会社を参加させなければならないかということによると思われるが、具体的にそこまでの情報は教えて頂けなかった。

(委員) もう少し分けた発注することによって、例えば先ほど話があったグループが同じ会社を使いたくなるようなセキュリティ機能とか、そういうのがあった場合には、何とかうまく分けて発注することによって、競争が働くところは、働かせられないかというところを検討いただきたいと思う。

(委員) パソコンは5年でリプレイスとのことだが、5年の理由を教えてください。また、下取り等どうなっているか教えてください。

(JST) 更新のタイミングはOSであるWindowsの大型バージョンアップに影響され、更新頻度はWindows10になってようやく落ち着いてきた。また、セキュリティソフト等により容量が不足してきたことなども考慮して、リプレイスの時期と判断した。物理的な面でも、最近は耐久性が上がっているとはいえ、現在使用しているノートパソコンでは4年を経過してバッテリーが充電されない事象が多く見受けられるようになるなどの陳腐化も発生している。その保守も今回切れるのでリプレイスが必要と判断した。更新にあたって不要となったパソコンの処分については、リース品のため、返品するだけである。従来は3年周期で変更であったが、Windowsのバージョンアップが当面行われないこと、耐久性が上がってきていること、コスト面からも今回は5年の契約としている。

(委員) パソコンの台数だが、令和8年までの間の職員数を予測して調達しているのか？今後追加発注ができるかどうか確認させて欲しい。

(JST) 現在の勤務者が使用しているパソコンの台数をもとに積算している。在庫や出向者分、当面の予備も含めての台数にしている。過剰なリースを避けて、将来、職員数が増えて必要となった場合には、台数追加を検討する。

(委員) 特権管理は何をどういう管理をすることなのか？

(JST) ノートパソコンに対して管理者権限でないと行えない作業や、パソコンやアクセスログを管理するサーバーなどへの作業を実施するにあたり、管理者用のIDとパスワードがあり、その特別な管理者IDを特権IDと呼んでいる。

(委員) 仕様書のP.9に記載の資産機能というのがあるが、これは今回の調達に含める必要があったのか？

(JST) ここでの資産とは、パソコンに入れているソフトや情報などを指しており、どのパソコンは誰が使用していてどのようなソフトが入っているかなどの情報や、それぞれのアクセス記録などを運用上確認するためにトータル管理を行う機能を持つサーバーが必要である。また、新しいソフトをインストールする際には、資産管理サーバーから配信することも行っている。調達件名が「事務処理用パソコン及び管理サーバーサービス」となっているが、その管理サーバーの一つに資産管理サーバーがあるとご理解いただきたい。

(委員) 海外事務所の設置については、それなりの対応が必要と思うが、それを含めて調達した理由を教えてください。

(JST) 海外事務所のネットワークは現地で構築しており、他グループが運用や管理を行っているため、今回の調達には含まれていない。パソコンについては構内で使用するものと同じものを当部から送付して使用しており、ほぼ同じ環境で使用できる。パソコン等の機器は海外に持ち出す際に手続きが必要のため、その手続きを仕様を含めて調達している。

(委員) 何とかうまく分けて発注することによって、競争が働くところは働かせるように検討していただきたい。

(委員) 審査結果を見ると可否判定は基礎点のみ行っているように読み取れるが、入札結果は関係ないという理解でよろしいか？

(JST) 最終的に落札決定するときに、総合評価点及び技術点の点数と加算点を計算した上で落札決定している。

(以 上)

【配付資料】

資料 1 契約監視委員会 委員名簿

資料 2 契約監視委員会規則

資料 3 議事要旨(令和 2 年度第 2 回契約監視委員会)

資料 4 契約状況について

資料 5－1 自己点検結果等について

資料 5－2 点検項目表（自己点検・チェック用）

資料 6 個別点検案件の選定経緯

資料 7－1 点検案件①（1 者応札・応募）

資料 7－2 点検案件②（1 者応札・応募）

参考 1 点検候補契約案件一覧（1 者応札・応募）

参考 2 点検候補契約案件一覧（競争性のない随意契約）

参考 3 点検候補契約案件一覧（少額随意契約）

参考 4 自己点検事項の類型等

参考 5 契約監視委員会 WEB 会議イメージ